平塚市地域防災計画の改訂について

１　本市の地域防災計画の構成
２　改訂の特徴（２つの計画に共通）
３　災害事例を踏まえた２つの計画の見直し
４　２つの計画の実効性をあげるために

最初に

　国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画の見直しや、近年、国内で発生した自然災害への対応等を踏まえ、本市の防災・減災対策の実効性を高める各種施策の充実・強化を図るため、平塚市地域防災計画（地震災害対策、風水害等対策計画）を改訂します。

１　本市の地域防災計画の構成

平塚市地域防災計画は、「**地震災害対策計画**」及び「**風水害等対策計画**」の２つの冊子で構成しています。

また、災害対策本部組織や各種様式について掲載した「**資料編**」があります。

２　改訂の特徴（2つの計画に共通）

（１）国・県の防災計画等の修正を踏まえた改訂

ア　緊急通行車両確認標章等の事前交付

・市公用車と災害協定を締結した事業所が所有する車両に対し、緊急通行車両確認証明書と標章が災害発生前に交付される旨を記載、これにより発災時に速やかに緊急輸送路を利用した車両による災害対応が可能となる。

イ　災害時の安否不明者・死者の氏名等の公表

・災害発生時、県が安否不明者・死者の氏名等を原則速やかに公表する旨を記載、安否確認等の対応が速やかに行なえる。

（２） ２つの計画の第４章「災害時の応急対策」の見直し

ア　災害発生後の活動順を意識した構成へ整理

・災害発生後の各種応急対策活動について、体制確立（職員参集）・本部運営・個別対策・災害救助法適用などを時系列に掲載する。関係機関や応援団体の理解が得やすくなり、円滑な対応につながる。

イ　今年発生した災害事例を踏まえた見直し

・次のスライド「３　災害事例を踏まえた2つの計画の見直し」に具体的に記載

３　災害事例を踏まえた2つの計画の見直し

（１）能登半島地震より、地震災害対策計画について

ア　受援体制の強化

・派遣した市職員の報告から、「被災自治体が派遣職員を効果的に活用し、災害対応を進めるためには、平常時から、人や物の支援の受入体制を更に整備する必要がある」と判断したため

イ　防災意識の普及啓発

・被害を受けた建物の多くが旧耐震家屋であったことから建築物の耐震化促進や家具の固定、初期消火の重要性を啓発、また、ライフラインの途絶の長期化による避難生活の困難さがあったことから、平時からの水、トイレ、食料等の備蓄に関する防災知識の普及啓発の必要性が再認識されたため

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表より、地震災害対策計画について

ア　南海トラフ地震臨時情報に関する知識の普及

・令和元年5月の運用開始以来、令和6年8月に初めて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたが、市民、企業等における認知度が低かったため、市民がとるべき対応を繰り返し啓発する必要があるため

イ　東海地震に係る地震防災強化計画の削除

・東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の運用が停止し、「南海トラフ地震臨時情報」が運用されているため

（３）台風第10号に伴う大雨より、風水害等対策計画について

ア　本市の既往最大の降水量の更新及び風速を追加

・令和6年台風第10号により既往最大の降水量（10分間降水量で、８月16日：18mm、8月24日：24．5mm）が更新されたこと及び、風水害への対応においては既往最大の風速（※瞬間最大風速42．5m/s）を意識することが必要であるため　　※平塚市役所で観測

イ　第４章「災害時の応急対策」に、風水害時の避難に関する基本姿勢や避難行動の分類、留意事項を追加

・「自らの命は自らが守る」「安全な避難」などの避難に関する基本姿勢や「立ち退き避難」「緊急安全確保」など避難行動の分類といった既に防災知識の啓発に取り組んでいる事項を明文化するため

４　２つの計画の実効性をあげるために

（１）災害対策本部組織の見直し　≪両計画書に記載≫

ア　受援を意識した発災直後から復旧期まで、円滑に対応できるよう組織を編成

・外部からの人的支援の総合調整を担当する「職員・受援班」を統括部に設置

イ　専門職の知識や技能を効果的に発揮できる組織を編成

・保健医療福祉部に保健師を中心とした「保健活動班」を設置し、現行、複数班に分散している保健師を一括配置するとともに、避難所等の巡回活動を支える事務職を加える

ウ　災害対策本部の各部班の調整員を集めた「災害対策戦略室」を設置

・統括部、関係部班及び関係機関が一堂に会し、災害時の情報収集、分析、対策立案等を行うとともに、応急対策における総合調整を行う